

平成27年度国の政策等に対する政策提言項目(案)一覧【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	部局等名	課名
1	総合的な対策		★	地方税財源の充実・強化	総務部	財政課 税務課
2				中山間地域の維持・再生に向けた支援制度の創設	中山間対策 ・運輸担当理事	中山間地域対策 課
3				国有林におけるニホンジカ捕獲対策の強化	中山間対策 ・運輸担当理事	鳥獣対策課
4		○		ニホンジカ等の捕獲目標達成のための施策の強化	中山間対策 ・運輸担当理事	鳥獣対策課
5	生活環境づくり	○	★	超高速ブロードバンド基盤整備への支援策の拡充	文化生活部	情報政策課
6	健康・福祉の 充実		★	地方における医師の確保と若手医師の育成	健康政策部	医師確保・育成支 援課
7		○		訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の 推進	健康政策部	医療政策課
8				中山間地域における在宅介護サービスの強化	地域福祉部	高齢者福祉課
9				中山間地域における障害福祉サービスの充実	地域福祉部	障害保健福祉課
10		○		地域支援事業の見直し等に対応するための人材確 保対策等の強化	地域福祉部	地域福祉政策課
11	1次産業の活 性化	○	★	中山間地域における攻めの農業への展開(中山間 農業複合経営モデル拠点の整備)	農業振興部	農業政策課
12			★	革新的な技術の実用化と早期普及のための支援策 の拡充	農業振興部	環境農業推進課 産地・流通支援課
13		○	★	農村地域における南海トラフ地震対策の推進	農業振興部	農業基盤課
14		○		果樹経営支援対策事業の継続	農業振興部	産地・流通支援課
15				地域の実情に即した次期中山間地域等直接支払制 度の見直し	農業振興部	地域農業推進課
16		○		日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)の弾 力的な運用	農業振興部	農業基盤課
17		○		中山間地域の農業を支える集落営農組織への支援	農業振興部	地域農業推進課
18			★	森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保	林業振興・環境部	林業環境政策課
19			★	国産材の飛躍的な需要拡大を図るCLTの推進	林業振興・環境部	木材利用推進課
20			★	持続可能な漁業・漁村づくりのための支援の維持及 び充実強化	水産振興部	水産政策課
21	教育の振興			教育課題を解決するための教員加配の重点化によ る支援について	教育委員会	小中学校課
計		9	9			

平成27年度国の政策等に対する政策提言項目一覧(案)【中山間対策関連】(詳細)

番号	分類	新規項目○	知事対応★	項目名	提言の具体的内容		部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
					提言の具体的内容							
1			★	地方税財源の充実・強化	①社会保障関係経費・地震対策経費等に十分対応できるような地方一般財源の確保 ②交付税法定率見直しや地域の実情を反映した需要額算定 ③地方税制計画の歳出特別枠、地方交付税の別枠加算の適切な額の確保 ④実行性のある税源偏在是正の実施	総務部	財政課 税務課	総務省	・昨年度、総務省に対し、地方税財源の充実・強化について政策提言を実施。その結果、平成26年度予算等については以下のとおり確保された。 ①一般財源総額について、社会保障の充実分を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保(2559.8兆円→2660.4兆円)。 ②歳出特別枠については、地域の元気創造事業への振り替え分(0.3兆円)を含めて実質的に前年度水準を確保(251.5兆円→261.2兆円)。 ③交付税の別枠加算については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(250.99兆円→260.61兆円)。 ④緊急防災・減災事業費(250.45兆円→260.5兆円)、地域の元気創造事業費の増額確保(250.3兆円(地域の元気づくり事業費)→260.35兆円)。 ⑤一般財源総額を確保した上で、赤字地方債である臨時財政対策債を抑制(256.2兆円→265.6兆円)。 ⑥地方法人税の交付税原資化(法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税を創設、地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ地方交付税原資化)	・中山間地域対策をはじめ、地方を取り巻く諸課題に対応していくためには、地方の一般財源の総額確保が必要であり、地方財政計画の歳出特別枠や地方交付税の特例加算の維持については、引き続きしっかりと国に対して働きかける必要がある。		
2	総合的な対策			中山間地域の維持・再生に向けた支援制度の創設	①中山間地域の集落の維持・再生に向けて、地域住民が主体となり、地域ごとの課題に応じて取り組む総合的な仕組みづくりや活動拠点の整備等を支援する制度の創設	中山間対策・運輸担当 理事	中山間地域 対策課	総務省	・昨年度、総務省、国土交通省、農林水産省に対し、集落活動センターの取組に関する支援制度の創設について政策提言を実施。その結果、平成26年度予算に下記の関連予算が盛り込まれた。 ①過疎地域等自立活性化推進交付金(◆総務省)960百万円 ②都市農村共生・対流総合対策交付金(◆農林水産省)2,100百万円 ③「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進(◆国土交通省)集落活性化推進事業 310百万円	今後30年で全国の人口減少率が15%を超えると推計される中、中山間地域ではそれを上回るスピードで過疎化、高齢化が進行し、さらに厳しい将来が予想されている。 こうした中山間地域を、将来にわたって国を支える活力あふれる地域として維持するためには、地方の力だけでは限界があり、住民力の醸成や官民協働の仕組みづくりに国を挙げて取り組む必要がある。 このため、集落の維持・再生の取り組みに対する持続的な支援制度が創設されることで、全国各地で本県の集落活動センターような取り組みが促進され、中山間地域の集落の維持・再生が図られるものと考えられる。		
3				国有林におけるニホンジカ捕獲対策の強化	①山岳地でのニホンジカによる被害を防止し、里山への被害拡大を抑制するための国有林におけるニホンジカの捕獲対策の強化	中山間対策・運輸担当 理事	鳥獣対策課	林野庁	平成23・24年度、環境省、林野庁に対し ①山岳地でのニホンジカの個体数の調整 ②自然植生等の被害防除対策の政策提言を実施 平成25年度、環境省に対し ①国指定鳥獣保護区におけるニホンジカ捕獲対策の強化 ②山岳地での効果的なニホンジカの捕獲方法の確立の政策提言を実施 平成25・26年度、林野庁に対し ①国有林内における捕獲対策の強化の政策提言を実施	平成23年度から四国森林管理局による国有林内での具体的なシカの捕獲が始まったが、県全体の捕獲目標(3万頭)に対して僅かに留まっている。		
4		○		ニホンジカ等の捕獲目標達成のための施策の強化	①捕獲目標設定の都道府県協議の早期実施 ②捕獲目標達成のための施策の強化	中山間対策・運輸担当 理事	鳥獣対策課	環境省	-	国において、鳥獣保護法を改正し、ニホンジカ等の積極的な管理を明確に打ち出して捕獲を推進するとともに、10年後(平成35年度)には生息数を半減させることを目標に、年内に都道府県ごとの捕獲目標の目安が提示される予定である。 本県では、これまで糞粒法による生息状況調査を独自に実施し、ニホンジカの年間の捕獲目標を3万頭として、様々な施策に取り組んでいるが、国の捕獲目標の試算にあたっては糞塊法で実施することとなっている。 このため、これまで県で積み重ねたデータを生かしながらより正確な捕獲目標を設定するため、早期に個別協議を行うとともに、国における強いリーダーシップと実効性のある技術的な助言や施策実行のための財政的支援が必要となる。		
5	生活環境づくり	○	★	超高速ブロードバンド基盤整備への支援策の拡充	超高速ブロードバンド未整備地区を抱える市町村が、民間事業者による超高速ブロードバンド整備に対する財政支援を行う場合において、当該市町村が過疎対策事業債(以下「過疎債」という。)を充当した場合の交付税措置について、70%から80%へ引き上げること。	文化生活部	情報政策課	総務省	平成24年度の政策提言により、民間事業者による整備に対して市町村が財政支援を行う場合に、当該市町村への支援(過疎債の充当)が認められた。	国においては、平成27年を目処に全世帯で超高速ブロードバンドの利用が可能となるよう「光の道」構想の実現に向けて取り組んでいるところであり、この構想の実現は、中山間地域を多く抱え、全国に先駆けて過疎化・高齢化が進む本県においても、福祉、教育等住民の生活の様々な分野における有効活用が期待されるとともに、「高知家」プロモーションによる移住促進には、不可欠なものと考えている。 総務省では、この「光の道」構想を実現するため、「光の道」整備推進事業(情報通信利用環境整備推進交付金)による支援を行っているが、同事業は市町村が事業主体(公設)となることを前提としており、施設の維持管理や設備の更新に要する後年度の経費負担などへの懸念から、財政基盤の脆弱な市町村は公設整備を避けて、民間事業者による整備を望んでいる。 現在、未整備地区を抱える市町村は、財政基盤が極めて脆弱であることから、平成27年を最終年とする「光の道」構想を実現させるため、平成27年度に限定して、過疎債に対する交付税措置を70%から80%へ引き上げること提言するもの。		
6	健康・福祉の充実		★	地方における医師の確保と若手医師の育成	①地域医療を担う医師育成に重点を置く地方の大学医学部及び大学病院、また地域の教育病院に対する支援の充実を図ること。 ②新専門医制度の実施に当たって、医師不足で指導体制の構築が困難な医療機関にあっても、連携により専門医を養成できる制度を設計すること。 ③地域医療再生基金の終了後もこれまでの若手医師の確保・育成の取り組みが継続できる財政支援をすること。	健康政策部	医師確保・育成支援課	厚生労働省 文部科学省	昨年度、厚生労働省、文部科学省に対し、 ①地域医療を担う医師養成に重点を置く大学医学部及び大学附属病院に対する財政支援の充実 ②特定診療科に従事する医師の処遇の改善、診療科の整備及び運営に要する費用に対する支援並びに診療報酬上の評価の更なる拡充の政策提言を実施。	地方では、医師の地域偏在や診療科偏在、若手医師の減少が大きな課題となっており、都道府県においては地域医療再生基金の活用等により地域事情の特性を踏まえた独自の医師確保対策に努めているが、行き過ぎた地域間競争に陥る懸念がある。 国が本県のように県行政と強固に連携して若手医師を育成する地方の大学医学部や大学附属病院、地域の教育病院への支援を充実するとともに、地方分権を尊重しつつも国としての医師の適正配置に係る指針の検討や医師のキャリア形成環境の整備、偏在解消策等の創意工夫に取り組む必要があるため。	○大学・大学院及び付属病院における人材養成機能強化事業(1,470百万円) (◆文部科学省)	

番号	分類	新規項目○	知事対応★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考(特記事項ほか)
7		○		訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進	①過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、以下のように診療報酬における加算条件の緩和や新たな加算措置が必要。 ・訪問看護ステーションから長時間の移動を要する場合の加算条件の緩和 ・かかりつけ医療機関やその連携した医療機関から長時間の移動を要する場合の加算措置の新設	健康政策部	医療政策課	厚生労働省	-	山間部・中山間地域においては、地理的条件から集落が点在し、道路事情の悪さや移動時間の長さなどにより訪問によるサービスの効率が悪く、在宅医療に必要な訪問看護ステーションなどの事業者の経営が成り立たない状況である。 しかし、こうした地域にも住み慣れた地域で在宅医療を希望する方がおり、今後、在宅医療を推進していくためには、中山間地域等において訪問看護サービスが提供される仕組みづくりが必要のため。	
8	健康・福祉の充実			中山間地域における在宅介護サービスの強化	介護報酬の改定に当たって、中山間地域等の条件不利地域においても、必要とされる在宅介護サービスを提供することが可能となる介護報酬の設定とすること	地域福祉部	高齢者福祉課	厚生労働省	○平成20年度 ・厚生労働省(老健局)へ要望 ・第53回社会保障審議会介護給付費分科会(平成20年9月18日)の事業者団体ヒアリングにおいて意見陳述 【内容】 ・へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を介護保険にも創設 ・特別地域加算の大幅引上げと加算にかかる費用の公費負担 ○平成21年度 ・介護報酬の改定 ・中山間地域でのサービス提供に対して加算がされるなど一定の成果は得られたが内容的には不十分 ・厚生労働省(老健局)へ要望 ・へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を介護保険にも創設 ・中山間地域における新たな支援制度の創設 ○平成22年度 ・厚生労働省(老健局)へ要望 ・中国四国九県民生主幹部長会議としての要望 【内容】中山間地域における新たな支援制度の創設 ○平成23年度 ・厚生労働省(老健局)へ要望 【内容】介護人材確保及び中山間地域介護サービス提供に支障のない介護報酬の設定 ○平成24年度 ・厚生労働省(老健局)へ要望 【内容】国における中山間地域の介護事業者への助成制度の創設 ○平成25年度 ・厚生労働省(老健局)へ要望 【内容】中山間地域における在宅サービスの強化	今回の「介護保険制度の見直しに関する意見」では、在宅医療・介護の連携の推進を図るための地域支援事業をはじめとする在宅サービスの見直し等により、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年までの間に、市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを主体的に構築することとされている。 しかしながら、中山間地域では特別地域加算等が設けられてはいるものの、事業所からの遠隔地や利用者が特に少ない地域では、必要なサービスが十分行き届かず、地域包括ケアシステムの構築自体に困難をきたす状況が予想される。 このため、条件不利地域においても、在宅での療養生活を支えるための介護サービスが安定して受けられる介護報酬の仕組みを構築することが必要となる。 併せて、現行の特別地域加算等は利用者の自己負担が増加する仕組みとなっていることから、現行の低所得者に対する利用者負担の軽減制度の大幅な拡充を図るなど、利用者の自己負担についての配慮も必要。 具体的には、軽減対象サービスに地域包括ケアシステムの根幹となる訪問看護等を追加することや、軽減措置の実施主体への医療法人の追加、さらには利用者の自己負担の軽減を図ることが考えられる。	
9				中山間地域における障害福祉サービスの充実	障害のある人が住み慣れた地域で、ニーズに応じた必要な障害福祉サービスを利用するためには、障害福祉サービス事業所が安定した運営により継続したサービスが提供できるよう、地域の実情に応じた報酬の加算制度を創設すること	地域福祉部	障害保健福祉課	厚生労働省	◎厚生労働省に対して政策提言(平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度) ◎全国知事会から厚生労働省への申し入れ(平成24年3月12日)	中山間地域では、障害のある人が住み慣れた地域での生活を望んでも、身近な場所に障害福祉サービス事業所がないため、適切なサービスを受けることができず、家族による介護負担の増加や地域外の入所施設や、病院での生活を余儀なくされている状況がある。 このため、中山間地域を多く抱える本県では、こうした課題の解決に向けて、中山間地域で新たに送迎サービス付きの障害福祉サービスを提供する事業所に、運営費の一部を助成する制度を設けている。 障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、様々なニーズがあるものの広範囲に利用者が点在する中山間地域においても、障害特性に応じた必要なサービスの提供が可能となるよう、サービス提供基盤の整備を推進する必要がある。	
10		○		地域支援事業の見直し等に対応するための人材確保対策等の強化	介護保険制度の見直しに伴う介護予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行や生活支援事業の拡充などへの対応を円滑に進めるために、条件不利地域となる中山間地域等を含めた県下の全ての市町村において、サービスの提供に格差が生じることのないよう、人材確保対策等の強化を図ること。	地域福祉部	地域福祉政策課	厚生労働省	-	平成21年度から本県が独自に整備を進めてきた小規模多機能支援拠点施設(あったかふれあいセンター)は、その地域で暮らす誰もが利用可能な福祉活動の拠点として、集いや訪問のほか、相談、送迎、家事への対応などといった、地域生活を支えるうえで欠かせない多様な日常生活への支援機能の役割を担っている。 民間事業者等によるサービスの確保が難しい中山間地域を数多く抱える本県では、同センターを今回の介護予防給付の見直しや生活支援事業の拡充などに対応するための提供主体としての活用を考えている。その際には、同センターの機能拡充に向けた職員のスキルアップや増員などが欠かせないことから、今回の見直しに伴うサービスの提供主体の確保に向けて、公的機関による体制整備を図る必要があることなどに配慮した新たな財政支援制度を講じる必要がある。	
11	1次産業の活性化	○	★	中山間地域における攻めの農業への展開(中山間農業複合経営モデル拠点の整備)	①中山間地域の農業を支える複合経営のモデル拠点をパッケージで整備できる制度を創設すること。 ②制度の補助対象には、土地基盤整備や施設整備などのハード整備に加え、モデル拠点を運営する人件費などのソフト経費も含めること。	農業振興部	農業政策課	農林水産省	-	・中山間地域では、人口減少や高齢化が進行しているほか、急峻で狭小な農地が多いことから、規模拡大による生産性の向上は困難な状況。 ・しかし、中山間地域における農業産出額等は国全体の約4割を占めており、中山間地域の農業を維持・発展させていくことが必要かつ重要。こうした中山間地域の農業を維持し、競争力を高めていくためには、高収益の施設園芸・中山間地域に適した農産物の生産や集落営農、6次産業などを複合経営し、地域全体で農業を支えるモデル拠点をハード・ソフト両面からパッケージとして支援する新たな制度の創設が必要。	

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
12			★	革新的な技術の実用化と早期普及のための支援策の拡充	①技術革新に意欲的な農業者が次世代施設園芸に取り組めるよう、個々の経営実態に応じて高軒高ハウスや統合環境制御機器を整備するための支援制度を創設すること。 ②既存ハウスに環境制御機器を整備するための支援制度を創設すること。 ③地域の気象条件や作物などに適合した実用技術の確立と生産現場への普及を加速化するため、研究用の施設や高度な分析機器、普及用の調査・分析機器のさらなる整備への支援制度を創設すること。	農業振興部	環境農業推進課 産地・流通支援課	農林水産省	・昨年度、農林水産省及び政府TPP対策本部に対し政策提言を実施(H25年4月知事提言「革新的な技術の実用化と早期普及のための支援策の拡充」)。	・本県では、技術革新に意欲的な農業者を中心に、高軒高ハウスによる統合環境制御技術の導入に向けた取り組みが始まっているが、多額の設備投資が必要となる一方、補助率の低さや共同利用要件がネックとなり、既存の支援制度が活用しにくい状況。 ・現在、オランダから学んだ高度な環境制御技術を、本県の自然条件や作物などに適合した実用技術とするための研究と普及に産官学が連携して取り組んでおり、生産現場からはこうした取組のスピードアップが求められている。そのためには、研究開発用の施設や高度な分析機器、普及用の調査・分析機器のさらなる整備が必要。	
13		○	★	農村地域における南海トラフ地震対策の推進	①南海トラフ地震対策特別措置法により、特別強化地域に指定された地域において、津波避難タワー整備等の対策を加速化できるよう、十分な予算額を確保すること。 ②南海トラフ地震による揺れや津波によって、懸念されている農業用燃料タンクの重油流出による火災発生などの二次災害から住民の生命を守るために、重油流出防止付きタンクの重点的な整備が実施できるよう、「農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)」を拡充すること。	農業振興部	農業基盤課	農林水産省	・農業用燃料タンクの安全対策については、H24、H25年度にも提言を実施。H25年5月に国が策定した「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」に農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化等の対策を推進する必要性が盛り込まれた。	・トラフ特措法で特別強化地域に指定され、津波避難対策緊急事業計画に掲げられた事業については、特例で国の補助率が2/3に高上げされるが、農村地域防災減災事業のH26当初予算は、対前年比100%程度に留まっている。対策の加速化には、十分な予算額の確保が必要。 ・また、施設園芸が盛んな本県では、約9千基(うち津波浸水区域に4千基余り)の農業用燃料タンクが存在し、重油流出防止対策が喫緊の課題。現在、県単事業により重油流出防止対策に取り組んでいるが、対策を加速化するうえでも農村地域防災減災事業を拡充し、事業対象とすることが必要。	
14		○		果樹経営支援対策事業の継続	①果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定のため、優良品種・品種への転換、高品質化を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援を継続すること。 ②競争力の高い産地を育成するため、果実の品質向上等を目的として行う用水・かん水施設や省力設備の導入のための支援を継続すること。 ③対策を実施するために必要な予算措置を講ずること。	農業振興部	産地・流通支援課	農林水産省	—	・消費者ニーズの動向に即した果実の安定供給を図るためには優良品種・品種への転換が必要だが、資材高騰や価格下落等により収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況。 ・また、ユズを中心とした本県の特産柑橘は、中山間地域の急峻傾斜地で栽培されていることから、モノレールやスプリンクラー等の省力設備の導入を計画的に進めていく必要がある。 ・こうしたことから、果樹農家の経営安定のため、優良系統への改植とその未収益期間の育成費への支援や省力設備の導入を計画的に進めていく必要があるため、果樹経営支援対策事業の継続を提言する。	
15	1次産業の活性化			地域の実情に即した次期中山間地域等直接支払制度の見直し	①農地の立地条件、農家の経営規模・経営費の格差を踏まえた地域別の基礎単価を設定すること。 ②超急傾斜地区分を創設すること。 ③体制整備の活動に「女性の参画を進める」項目を追加すること。	農業振興部	地域農業推進課	農林水産省	・昨年度は、国で制度設計が行われていた「日本型直接支払」に絡めたものも含め、地域別の交付単価設定など、地域の実情に応じた制度とするよう、複数回にわたって提言を行ったところであるが、いまだ実現には至っていない。	・平成27年度に予定されている第4期の中山間地域等直接支払の制度設計にあたり、地域の実態や男女共同参画の視点を踏まえた制度とするため、以下を提言するもの。 ①地域別の基礎単価を設定すること ②本県のように現状の区分以上に傾斜が厳しい立地条件にある地域を対象に、新たに「超傾斜地区分」を設置すること ③新たに「女性の参画を進める」項目を設けること。	
16		○		日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)の弾力的な運用	①高齢化等によりマンパワーが不足する活動組織を支援するため、シルバー人材センター等の活用を可能とすること。 ②交付金の使途を鳥獣害防護柵の設置・補修以外に、箱わな等の設置・補修や構成員の狩猟免許取得等にも活用できるよう、弾力的な運用を可能とすること。	農業振興部	農業基盤課	農林水産省	—	・本県のように中山間地域を多く抱える地域では、高齢化を理由に活動組織への参加を躊躇するなど、取組の推進に支障が生じている。このため、マンパワー不足の活動組織においては、共同作業時の人材派遣についても交付金を活用できるようにすることが必要。 ・本県の中山間地域では、過疎化等により野生鳥獣が増加し、農林産物被害が深刻化しており、鳥獣害対策の強化が喫緊の課題となっているため、地域の実態に応じた様々な取組にも活用できるよう、鳥獣害対策に係る交付金の使途について、弾力的な運用を可能とすることが必要。	
17		○		中山間地域の農業を支える集落営農組織への支援	新規就農者等に交付されている「青年就農給付金」の仕組みを中山間地域の農業を守る「こうち型集落営農組織」など新たに法人化を目指す集落営農組織に位置づける、新たな支援策を創設すること。	農業振興部	地域農業推進課	農林水産省	—	・西日本の中山間地域は、農地が急峻な立地条件にあり、集落単位の経営規模も10～30haと小さく、多くの農家は兼業により地域農業を守ってきたが、高齢化や担い手不足が急激に進み、更に農産物価格の低迷なども加わって、営農の継続性が確保できないなどの課題が出てきている。 ・こうした中山間地域では、地域の農地を集積し、営農の継続性や担い手の確保ができる集落営農の法人組織の育成がこれまで以上に重要であるため、法人化を目指す集落営農組織の設立から自立までの取組を強力に後押しする新たな支援策を創設することを提言する。	
18			★	森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保	①森林吸収源対策に必要な税財源の安定的確保に向けた具体的な方策の表明 ②「地球温暖化対策のための税」の使途拡大 ③森林の有する公益的機能と、森林の保全整備に必要な税財源の偏在などに着目して、国民全体の負担で支える仕組みについての検討	林業振興・環境部	林業環境政策課	農林水産省 林野庁	1. 知事の政策提言活動 「森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保について」 ・平成25年4月9日(農林水産省、林野庁) 2. 四国知事会の提言 「森林吸収源対策と森林保全について」 ・平成25年6月4日(林野庁) 3. 全国知事会の提言 「地方税財源の確保・充実等に関する提言」 ・平成25年7月31日(総務大臣、自民党税制調査会長) ・平成26年度税制改正大綱の決定を受け、声明を発表 4. 活動の成果 平成25年12月12日に発表された与党「平成26年度税制改正大綱」の検討事項15において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」こととされ、解決に向けての一步が踏み込まれた。	(理由) ①地球温暖化防止のためには、省エネなどの排出抑制対策に取り組むとともに、森林吸収源対策を併せて行うことで、早急に最大の効果を上げることが必要 ②地球温暖化対策を実現するうえで、費用対効果の面でも最も有効な手段(背景) ①内閣府の世論調査によると、森林吸収源対策に必要な費用については、「国民全体で負担する」との意見が多数となっている。 ②本県が平成15年度に全国に先駆けて導入した「森林環境税」の取組は、現在、全国33県で導入されるなど、全国的な広がりを見せている。 ③「平成26年度税制改正大綱」の検討事項において、「財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」こととされている。	

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
19	1次産業 の活性化		★	国産材の飛躍的な需要拡大を図るCLTの推進	1 CLTの基準強度及び設計基準の早期制定 2 CLTに関する技術研究の更なる推進 3 CLTモデル建築物の整備への支援 4 CLTパネル等資材供給体制整備への支援	林業振興・環境部	木材利用推進課	農林水産省 林野庁 国土交通省	1. 知事の政策提言活動 「CLTの推進に向けた支援について」 ・平成25年4月9日(林野庁) 2. 県の動き ・平成25年7月12日 CLT建築推進協議会設立 3. 国の動き ・平成25年12月10日 農林水産省・地域の活力創造プラン制定 林業の成長産業化の主要な施策として「CLT等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出」 ・平成25年12月20日 CLTの日本農林規格の告示 ・平成26年度及び平成25年度補正予算 CLTによるモデル木造施設実証展示等、技術研究への支援	(理由) ①CLTの建築物を普及していくには、CLTに関する基準強度や設計基準を早期に整備していくことが必要 ②モデルとなるCLT建築物について、設計や施工、性能確認の実験などを一連の事業として支援し、技術やノウハウの蓄積、技術者の育成などに生かすことで、CLTに関する基準の早期制定や技術向上にもつながる ③CLTの普及に伴いまとまった需要に対応できるよう、CLTパネル等資材の供給体制の整備も不可欠 (背景) ①森林資源の成熟期を迎えた我が国において、CLTは、これまで木材が余り使用されていなかった中層や大規模な建築物などを木造化できる可能性があり、普及が進めば新たな木材需要を創出することが期待される。 ②国においては、昨年末に決定された「農林水産省・地域の活力創造プラン」において、林業分野の主要な施策として、「CLT等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備」が示されるとともに、12月にはCLTの日本農林規格が制定。 ③高知県では、全国に先駆けて、昨年7月に「CLT建築推進協議会」を設立し、建築事例を実証フィールドに、課題の洗い出しやその対応策の検討、技術やノウハウの取得、シンポジウムによる全国発進など、CLTの普及に向け取り組みを進めている。	
20			★	持続可能な漁業・漁村づくりのための支援の維持及び充実強化	①漁業経営安定化に向けた支援の強化 ②漁業補助金の維持 ③かつお・まぐろ類の資源管理措置の構築に向けた働き掛け	水産振興部	水産政策課	農林水産省 水産庁	昨年度、農林水産省、水産庁に対し、①燃油対策の充実による漁業経営安定化への支援強化、②TPP交渉で米等が提案している漁業補助金の撤廃阻止、③かつお・まぐろ類の国際的な資源管理措置の構築、④食育活動への支援の充実による水産物の消費拡大について政策提言を実施。その結果、平成25年度補正予算及び平成26年度予算に下記の関連予算が盛り込まれた。 ①・漁業経営セーフティネット構築事業(◆水産庁) 4,500百万円(H25補正:9,500百万円)【拡充】 ・省燃油活動推進事業(◆水産庁) (H25補正:8,014百万円) ・省エネ機器等導入推進事業(◆水産庁) (H25補正:2,835百万円) ③・国際資源評価等推進事業(◆水産庁) 1,115百万円(H25:985)【拡充】 ・広域資源管理強化推進事業(◆水産庁) 156百万円(H25:173)【継続】 ・国際漁業・輸入管理強化推進事業(◆水産庁) 381百万円(H25:400)【継続】 ・国際漁業連携強化・操業秩序維持確立事業(◆水産庁) 49百万円【新規】 ④・日本食・食文化魅力発信プロジェクト(◆農林水産省)2,658百万円【新規】 (日本の魅力再発見・利用促進事業 1,518百万円)	昨年の提言によって、漁業経営セーフティネット対策事業において、国と漁業者の積立金の負担割合が1:1から1:3へとなるなど大幅な制度の拡充が行われ、本県漁業者の制度加入も一定進んだが、平成26年度限りの特別措置であるため、より一層の漁業経営の安定化を図るため、恒久的な措置とする必要がある。 漁業補助金の維持については、乱獲の禁止を条件に補助金は維持されるものの一部報道もあったが、未だ明確な結論は得られていない。 かつお・まぐろ類の資源については、中西部太平洋でのまき網の漁獲量や漁船隻数の制限など、より効果のある資源管理措置の構築に向け、関係国への強い働きかけを継続することが不可欠である。	
21	教育の振興			教育課題を解決するための教員加配の重点化による支援について	①学級編制基準の引き下げ ②指導方法工夫改善、少人数学級編制研究、児童生徒支援等の加配の継続	教育委員会	小中学校課	文部科学省	・平成25年5月には、教育次長等が、文科省及び県選出国会議員に要望 ・26年度予算への反映状況 ①については、見送られた。 ②については、一定の加配定数(63,708人 前年度比+303人)が確保された。	学力の保障や生徒指導上の諸問題など、様々な課題を有する市町村や学校、子どもたちに対してそれぞれ重点的な支援を行うためには、少人数指導や習熟度別指導のために「指導方法工夫改善加配」や問題行動等に対応するための「児童生徒支援加配」等、加配教員の重点的な配置が欠かせない。 これら教育課題の解決に向けた支援は、本県にとって重要な教育施策となっていることから、前年度に引き続き、左記2つの政策について提言する。	